

機大臣・部院大臣・総督・巡撫に在職したことのある者の全
員を網羅し、その姓名・在職年代・満漢別・仕途・出典等
についての検出の便に資するため編纂されたものである。但し、
在職年代は前述した Decade で示されているため、具体的
な年代が出てこないのは些か不便である。また、人名を抽出
するため、末尾に画引による索引も付されている。全体で一
五〇頁にわたり、本書の四分の一近くを占めている。利用者
にとって頗る便利なものといわねばならぬ。(A5判、本文
六五二頁、目次九頁、英文題目および要約六頁、風間書房、
一九七五年三月三一日)

エスルゲーリックリヤシュトルヌイ著

東ゴビのルーン文字銘文

護 雅 夫

一

クリヤシュトルヌイ (S.G. Kljastornyj) は、一九六八—
六九年に、モンゴル人民共和国で野外調査を行なったが、こ
こで紹介するチョイレン (Chojren) 銘文は、そのさい、一九
六八年八月に、彼が調査したものの中にぞくする。
といっても、これが、彼によって新しく発見され、はじめ

批評と紹介 護

て解説されたわけではない。何となれば、この銘文の写真は、
一九二八年、これが刻された「石女 (Kamennaja baba)」の
立つクルガンのそれとともに、「モンゴル學術委員会」からソ
連科学アカデミーへ送付されたウエマローフ (S.E. Malov)
の手にわたり、ついで、一九三三年には、その模写がマロー
フへおくられ、それらにもついで、マローフが、一九三六
年に、同銘文の予備的解説・翻訳を公刊しているからである。
しかし、その写真・模写が不完全きわまるものだったため、
マローフの解説・翻訳は、けつして信憑に値しなかった。ク
リヤシュトルヌイが、そのモンゴル探査にさいして、同銘文
を自ら調べ、その成果に拠って新しい翻訳を発表したのはそ
のためである。以下、彼による調査の結果、銘文の転写・翻
訳、さらに、同銘文作成の歴史的背景に関する彼の意見を紹
介するにとどめ、それらのふくむ問題に関する私見の開陳は
べつの機会に譲りたいと思う。

二

チョイレン銘文は、上述のように、一クルガン上に建てら
れた「石婦」の前面にしろされているが、そのクルガンを含
むクルガン群は、ウラン・バートルの東南一八〇キロ、チョ
イレン鉄道駅 (東ゴビ・アイマク) の東北一五キロの地点、
サンサル・ウーラ (Sansar-Ula) の南斜面にある。そのうちの

一つの上に立ち、銘文を有する「石婦」は、一九二九年以来、ウラン・パートルの、モンゴル人民共和国中央国立博物館に蔵されている。

「石婦」は、全長一三三センチ、幅四一センチ、顔面の幅三七センチ、そして、最も厚い箇所(口の高さ)で二二センチの厚さをもつ。この影像是、古代チュルクの石像の特徴を有し、「普通、この型の『石婦』は六一八世紀(六一七世紀)に編年されている」。その胸部の前面が平滑に荒削りされ、この上に銘文が施されているのである。

当該の「石婦」が立つクルガンと同類の石積みクルガンは、古代チュルク時代よりはるか以前、フニサルマート時代にぞくする。従って、この「石婦」とクルガンとは本来無関係であつたと考えられる。

チャイレン銘文の第一行は、二つのタムガによって示されているが、そのうちの二つは、様式化された牡山羊像で、ホシュツァイダム(Khoshov-Tsadam)碑文(キョルーテギン碑文、ビルゲーカガン碑文)、オンギン(Ongin)碑文その他に配されたものほとんど同じである。ラドロフ(W.W. Radloff)は、この型のタムガを「ハン¹のタムガ(xanskaja tamga)」と名づけたが、これは、「突厥第二王朝(六八二—七四四)の民族的タムガ」と定義する方がより正しいであろう。

チャイレン銘文に施されたいま一つのタムガは、『唐会要』卷七二諸蕃馬印の条に、「阿史徳馬」の「印」として図示されたものと類似する。もともと、両者の間にはかなりの相違があるが、その相違は、つぎのように説明されよう。『唐会要』のテキストから明かなように、この史料に示されているのは、氏族または部族のタムガである。諸氏族のタムガの一つ——部族共通のタムガのヴァリエーション——を写すさいか、または、氏族中の一血統のタムガ——これまた氏族共通の記号^{タムガ}を変える——を写すさいか、何れかの場合に、外形における相違が生じるのである」。

阿史徳が氏族であつたか、それとも部族であつたか、これを確証するのは困難であろうが、阿史徳は阿史那——突厥可汗国の支配氏族(部族)——の姻族として、阿史那とともに、突厥可汗国内で最高の地位を占めていた。その族長たちが *egin* (*ekin*, 俟斤) の称号のみならず、彼らの一人が *egin* (特勤) の称号を帯びていたのは、それを物語る。*egin* とは、原則として、「支配氏族(部族)の王族」が称するものだったからである。「七世紀末—八世紀にあっては、阿史徳は、阿史那とともに、突厥王朝の基本的な軍事・政治的支柱を形成した、可汗国の一部族であつたと言ふのが、おそらく、より正しいであろう。まさしく、その阿史徳の族長たちは、突厥の独立反乱(六七九—六八二)にさいしてイニシアティヴを

とったのである。』

三

銘文は、前述のように彫像の前面に刻されているが、多くの文字は残っていない。一九六二年にこれを調査したポーランドのチュルク学者トリヤルスキー(E. Tryjarski)によると一〇個の文字の復原が可能であるが、それらの解読はきわめて困難である、という。一九六八年、モンゴル人民共和国のリンチェン(Rintchen)は、銘文の写真を発表したが、写りが悪く、えん、いくつかの文字を歪曲して修正したため、その写真は利用できぬ。「實際上、多少とも完全な解読は、様々な角度から照明をあて、その光のもとで、原物を肉眼によってこまかく観察したうえで、はじめて可能なのである」。

銘文は、七二個の文字から成り、六行に書かれているが、その六行は、必ずしも、連続して「牛が耕すような順序に(Bustrophedon)」配られているわけではない。また、第一行の冒頭「第六行の冒頭・末尾の数字は、まったく磨滅しているか破損して、解読できぬ。同銘文は、その字形からすると、いわゆる「オルホン碑文」と異なるところははないが、作成に当たって、「オルホン碑文」におけるような注意がほとんどはらわれていないばかりでなく、正字法から見ても統一性に欠けている。

転写と翻訳を施すと、以下の通りである。(1)

- (1) ...ilig hit sabin barin
青玉は (我れを) 送れり : へ替へ、そして 行け(と彼は言えり)。
- (2) alitais qatanga
モルチリス・カガンより、
- (3) tun bilgi
(彼たち) トラン・ベルギ、
- (4) tun yagan irkin
トラン・イェチン・イルキンよ、
- (5) yai qa (aga?) adirnaz tutunz da
(彼たち) 七人の 親族 (兄?) よ、 離れざるべし 勢めよ かし。
- (6) tony[ugug] ...[i]rdim irqun (?)
トニウグク (國を?) 離えたり、我れ、 (我が) 子言 (先見? 助言?)

のために 家屋 と 家畜小屋とを ab ayil baqa ...

四

このチュイレン銘文作成の歴史的背景は以下の如くである。まず、マローフは、同銘文の性格をつぎのように推定したが、これは正しい。

(1) この銘文と彫像との間には何の関係もない。彫像は、ただ銘文をするための材料として利用されたにとどまる。

(2) 同銘文は墓碑銘ではない。

ところで、前に行なった一つのタムガの分析から、我々は、チュイレン銘文が、突厥第二可汗国時代(六八一—七四四)のもので、しかも、阿史徳部族の一族長にぞくすることを知

る。銘文によれば、その作成者はトニユクク (Tonyuquq, 墩欲谷。阿史德元珍) であり、彼がこれをするしときに仕えていた可汗はエルテリシユ(エルテリス)ーカガンと称していた。

骨咄祿 (Qutluq) は、突厥諸族を率いて、唐に対して反乱をおこし、復興せる「チュルクの民の國」の可汗たることを自ら宣言して、六八二年に、エルテリシユーカガンという可汗号を帯びた。彼の軍隊を指揮しただけでなく、その側近の顧問として、彼と功業をともしたのが、ほかならぬトニユクク (阿史德元珍) その人であった。トニユククは、後年、バインーツォクト (Bain-tsoqto) 碑文 (いわゆるトニユクク碑文) をものし、その中で、エルテリシユーカガンの後継者たちに自らの功績を想起させ、ゴビの南方で戦ったその独立戦争について語っている。

六八七年以後、軍事行動は北方に移り、モンゴル高原におけるかつての突厥の本拠であり、突厥第一可汗国の瓦解 (六三〇) ののちトクズーオグズ (Toguz Ouz) 諸族に占められていたオチュケン森林 (今のハンガイ) をめざしての戦いが開始される。オグズ諸族は、トラ川流域での戦闘でトニユククに敗れて突厥の可汗の権力を認め、オチュケン森林の支配権を彼に譲った。

この独立戦争、突厥可汗国の復興は、オチュケン森林の占

領によって、六八七—六八八年に、その目的を達し、エルテリシユーカガンは六九一年に没した。このエルテリシユーカガンの在世中にハンガイの南辺に建てられたチヨイレン碑文の作成は、従って、六八八—六九一年にかかるとすれば、同銘文は、「最も古く編年される古代チュルクの銘文、突厥第二可汗国における最初の文字記念物と見なしうる」。

チヨイレン銘文は、バインーツォクト碑文と同じく、トニユククの *apologia pro vita sua* (彼の生涯のための弁護) で始まり終っている。もっとも、それは、チヨイレン銘文では、バインーツォクト碑文におけるそれとは比ぶべくもないほど控え目である。トニユククは、問題の銘文では、ただ、自己に対するカガンの特別の信任、物惜しみせぬ褒賞を強調しているにすぎぬ。銘文の主たる内容は、新しく可汗に服するに至ったものたちに語りかけた「政治的布告」で、その中で、彼は、おのが君主への忠誠の念を失なわぬよう呼びかけている。

ここで、まず注目に値するのは、「七人の親族」である。というのは、これによって、チヨイレン銘文と、オンギン碑文中の同時代の事件をしるした箇所(第四—五行)との相関関係が証明されるからである。すなわち、オンギン碑文は、突厥のゴビからハンガイへの移動の直前——六八七年以前——における軍事状況をしるして、北方における、突厥の主要な

敵として「オグズのベグたちの中の七人の男」をあげ、彼らが、碑文作成者の父エルトミシユーヤブグ(Elemis Yabug)の活躍によって、エルテリシユーカガンに服属するに至ったという。

チャイレン銘文には、さらに、二人の族長の名前がのべられているが、それらに共通する *in* の語は、「第一の、第一子」をあらわし、七—九世紀における突厥・ウイグルの貴族たちの称号中にかなり多く見られる。

しかし、それ以上に重要なのは、*yāghān* *irkin* という名前・称号である。*irkin* の称号は、オグズ諸族のあらゆる族長がこれを帯びていた。ただそれらのうち政治的に最も有力であったウイグルに関する史料のみにだけ、彼らの族長の称号として、*irkin* と *eliber* との二つがしるされている。

突厥第二可汗国治下の族長名を列挙した中に、ウイグルの族長として *Yāghān* *Eliber* があげられているが、これは、「*Yāghān* & *Eliber*」とも解せなくはない。また、七—十四年の事件をしるした条に、*Eliber* *Yāghān* *cor* (*Eliber* と *Yāghān* *cor*) というウイグルの族長——カバガシニカガシ (*Qa-payan Qatan*)⁽²⁾ から離れた——が見える。

これが一人の人物か、それとも二人の人物かを決めるのに役立つのは、イーンショマツ *Ike-Khushotu* (いわゆるキェリーチヨル [*Kūli Cor*] 碑文) である。ところのものは、こ

の碑文は、同じ時期の事件を伝えて (第二行)、「*Eliber* 自身が来た。戦闘・勇気における彼の *in*、*erkin* (*irkin*) の息子 *Yāghān* *cor* が来た」としるし、*Eliber* と *Yāghān* *cor* とを別人としているからである。これから見ると、上掲の二史料にあっても、別々の人物、つまり、*Eliber* と *Yāghān* *cor* という二人のウイグルの族長が示されていることは明らかである。

以上の如く考えてくると、チャイレン銘文にあらわれる *Tun Bilgā* と *Tun Yāghān* *irkin* とはともてウイグルの族長であったと見なすべき十分な根拠が存在するといわざるをえない。これらのうちの一人、「*irkin* の息子 *Yāghān* *cor*」は、*Eliber* とともに、ウイグル支配権を継承し、八世紀の二〇年代に少なからざる役割を果たしたのである。

トクズーオグズ部族連合を服属させ、それを第二可汗国の軍事・政治的体制へ組みこむことは、エルテリシユーカガンとトニユクとが抱えていた最も重要な課題であり、それを解決しなくては、突厥国家の建設は不可能であった。突厥より数は多かったが、結束の点ではルースであったオグズ諸族は、突厥国家の枠内で、唐帝国との戦争において、その可汗国の重要な支柱となったのである。

チャイレン銘文は、突厥諸族が自らの独立国家の創設をめざして戦った戦闘の危急きわまる一時機に関する、数少ない

資料の一つである。

以上が、チヨイレン銘文に関するクリヤシネトルヌイの研究結果の概略であるが、これは興味ある問題を多くはらんでいる。しかし、与えられた紙数はすでに尽きた。それらの問題については、機会を見てのべることにし、ここで一応筆をさへ。

註

(1) クリヤシネトルヌイが γ, β, μ と写した文字を、ここでは、それぞれ γ, β, μ で示した。

(2) 正しくはカフガニーカザン(Qafan Kafan)である。S.G. Kijaštornyi, "Runičeskaja naddis' iz Vostočnoj Gobi", Studia Turcica, Budapest, 1971, pp. 249-258.

ジャイマルリラーイ著

古代インドにおける農村・都市経済と社

会変化——B.C. 300~A.D. 600——

山崎 元 一

本書は古代インドの農村経済と都市経済、および農村と都市との経済的關係を、変化の面に目を向けつつ考察したものである。著者ラーイは一九三四年に生まれ、アッラハバード大学を卒業後、同大学の講師を経て、現在はゴラクルプ大学講師の職にある。本書は著者が一九六九年にゴラクルプ

ル大学に提出した博士論文で、本文八章と、参考文献一覧および索引とからなっている。まず各章の内容を要約し紹介しておきたい。

第一章 「序論」(Introduction)

第二章「農村的・農業的背景」(Rural and Agrarian Background) インド古代を次の五期に分け、各時代の村落社会の特色を明らかにする。(1)「ヴェーダ期」初期ヴェーダ時代の社会単位は部族で、土地や家畜は共有されていたが、やがて私有觀念が発達する。ヴェーダ時代後期に入り、農耕社会が完成して鉄器の使用が始まるころ(前一〇〇〇年ごろ)、財産所有の単位は部族から氏族(*varṇśā*)へ、さらに家族(*kula*)へと移った。そして部族制を脱した王制国家が成立し、そのもとで土地私有制のい。その発達をみたが、一方これら王制国家と並び、部族社会の慣行をとどめる共和制国家(republic)も存在した。(2)「後ヴェーダ期」(前マウリヤ期)王制国家では、王権が次第に土地所有者の権利を奪ってゆく。共和制国家は部族構成員の平等の原則に立つ国家と、支配氏族(*clan*)による貴族制(oligarchy)をとる国家に分かれる。ガンジス流域の共和制国家としては、リッチャヴィ族、シャーキヤ族など後者の形態をとる国家が多く、ここでは共同で